

八幡平市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（令和7年1月実施分）の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和7年3月6日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修 象

記

第1 監査の執行日時、対象及び場所等

期 日	対象課等	時 間	場 所
令和7年 1月14日(火)	まちづくり推進課	10：00～12：00	議会議事堂 理事者控室
	農 林 課	13：15～16：30	
1月15日(水)	建 設 課	10：00～12：00	
	商 工 観 光 課 安代漆工技術研究センター	13：15～16：30	

第2 監査執行者

監査委員 村山 巧
監査委員 岩根 修 象

第3 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適切に行われているかを主眼とした。また合規性に加えて、合理性、妥当性の視点からも監査を実施した。

なお、監査の実施にあたっては、八幡平市監査基準及び当年度の監査方針に基づき監査を行った。

第4 監査の方法

令和7年度における財務実務、事業の実施状況及び管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めたうえで、所定の調書に基づき各所属長等から説明を聴取するとともに、併せて既の実施した例月現金出納検査の結果等を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係書類を調査する監査の方法とした。

なお、各課等に事前に提出を求めた調書は次のとおりである。

(各課等)

事務事業の概要及び予算執行状況(歳入・歳出)、業務委託契約(随意契約)の状況、工事契約(随意契約)の状況、負担金・補助及び交付金の交付状況、徴収金に関する調べ(指定債権のみ)、財産管理の状況(公有財産等の管理状況・未登記状況調書(土地))、職務に関連した現金等及び団体事務局の取扱状況、コンプライアンスの取組状況、指摘事項等の取組状況、年間スケジュール表

第5 監査の結果

監査の結果、各課等の一部の事務処理について、以下に掲げる事項が認められたので適切な措置を講じられたい。また、監査時に見受けられた軽易な事項については、その都度、担当職員に対して改善検討を要請した。

(1) 農林課

① 補助金交付申請書の誤記載について【注意事項】

令和6年度の八幡平市農業振興対策事業(農業用廃プラスチック処理事業)について、令和6年6月6日付けで八幡平市農業用廃プラスチック適正処理推進協議会から市に提出された補助金交付申請書を見ると、事業計画書に記載されている収支予算書の収入の部と支出の部の金額が、それぞれ7,233,000円と7,322,000円となっており、一致していない。補助事業者から書類の提出があった際は、必ず審査を行い、誤記載等の不備があった場合は、差し戻し等により適正な書類を再提出させるなど、決裁ラインにおけるチェック機能の強化を図り、適正な事務の執行に努めること。

(2) 建設課

① 調定の起票の失念について【注意事項】

市が岩手県から管理委託を受けている令和6年度の河川水門管理委託金468,433円及び河川維持修繕業務委託金6,801,300円について、契約日の4月1日及び5月16日に行うべき調定の起票を失念したことにより、7か月以上経過した12月に会計課の決裁処理が行われている。調定は、原因の発生の都度行うことが基本であり、今後においては、担当者、係及び課において業務進行管理表を作成するなどして、起票を失念することなく、適時・適切に調定処理を行うこと。

(3) 商工観光課

① 曖昧な数量表記の見積書について【意見又は留意事項】

令和6年度の八幡平市観光動向分析調査等業務委託について、令和6年4月19日付けで株

式会社八幡平DMOから市に提出された見積書を見ると、「八幡平市を訪れる観光客の満足度・消費動向調査」として調査票サンプル数 2,000 件程度(見積額 1,000,000 円)、「八幡平市の認知度調査」として調査票サンプル数 2,000 件程度(見積額 1,000,000 円)、「八幡平市の観光事業者／市民調査」として調査票サンプル数 500 件程度(見積額 500,000 円)と記載されており、その数量は「1」、単位は「式」となっている。監査当日、商工観光課に対して、調査票サンプル数の件数に付いている「程度」の概念と「程度」が示す調査票サンプル数の上限値と下限値はどれくらいなのかを質問したが明確な回答はなかった。一般的に数量等の下に付いた場合の「程度」の概念は、「それくらいの度合い」と解釈することができるが、曖昧であることに変わりはない。今回の場合は、調査票サンプル数という本質そのものには問題はないが、「程度」の度合いの解釈において、その曖昧さ故に、市と相手方との間に認識の差が生じる恐れがある。また、曖昧な数量提示のために、積算内容等も不明瞭である。なお、後日、同課から提出された仕様書を見ると、調査票サンプル数は、見積書と同様の記載内容であったが、この中に、「なお、(中略)その手法・期間などの詳細事項については、発注者と協議の上、決定すること。」と記載されていることから、具体的なサンプル数については、委託契約後に、市が相手方と協議を行い決定するとも受け取れる。そうであるならば、見積徴収前に市がサンプル数を決定し、具体的な数量を相手側に提示して見積書の提出を求めるべきであった。今後、見積徴収を行う際は、トラブルの未然防止等の観点からも、曖昧な数量ではなく、予め、必要な数量を決定したうえで相手側に提示すべきである。

② 委託契約書に添付すべき仕様書について【意見又は留意事項】

令和 6 年度の八幡平市観光動向分析調査等業務委託について、同業務委託契約書別記条項第 1 条には、「発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書（この仕様書に係る質問回答書を含む。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。」と明記されているにもかかわらず、契約書に同業務仕様書が添付されていない。同業務の仕様書は、契約書本体と一緒に「袋綴じ」にしなければならない書類であり、委託業務を適切に履行させるための重要な書類である。今後においては、適切に対処するよう努められたい。

③ 職務に関連した団体事務局として取り扱っている費用の立替え払いについて【注意事項】

令和 6 年度の八幡平国立公園協会の会計処理において、同協会の事務局を担当する同課の職員が、収入印紙購入費 200 円を自分のお金で立替えて支払いを行っている。同協会の費用は公金であり、その収入と支出の会計処理は適正に行われなければならない。この会計処理の中に個人の立替金が計上されることはあってはならず、不適切である。今後においては、事務局担当職員の立替えに依らない支払い方法に改善するとともに、適正な会計処理に努めること。